

# 税の申告はお早めに

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358  
加古川税務署 ☎079 (421) 2951

## 注意事項

### ◎「おむつ」にかかる費用の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定を受けた人で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。該当する人は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

### ▶対象 次のすべてに当てはまる人

- ・以前、医師が発行した「おむつ使用証明書」で医療費控除を受けた人（今回でおむつ代（医療費控除）の確定申告が2回目以上の人）
- ・介護保険の申請をされている人で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある②障害老人自立度がBまたはCの人

### ◎障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている人で、一定の要件を満たす人は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる人で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。

### ▶問合せ 保険年金グループ

☎079 (435) 2582

- ①平成29年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
- ②サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる人
  - ・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない人
  - ・給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の人（20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です）

### 申告が必要な人

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている人は必要ありません。

## 町県民税（住民税）

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。

## 後期高齢者医療保険料

## 介護保険料

## 国民健康保険税

- ・平成28年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人
- ・所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

- ▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358
- ▶介護保険料の問合せ ☎079 (435) 2582
- ▶後期高齢者医療保険料の問合せ ☎079 (435) 2581

合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

※町県民税・各種保険税（料）とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。

### ▼町県民税・国民健康保険税の問合せ 税務グループ

☎079 (435) 0358

### ▼介護保険料の問合せ

☎079 (435) 2582

### ▼後期高齢者医療保険料の問合せ

☎079 (435) 2581

## 所得税

### サラリーマンなど給与所得の人

#### 《主な収入が給与収入の人》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の人でも、次のような人は申告が必要です

- ①給与の収入額が2千万円を超える人
- ②給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額（不動産所得など）が20万円を超える人
- ③給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

### 事業所得や不動産所得がある人

#### 《主な収入が給与収入以外の人》

次の各項目に該当する人は確定申告が必要です。

- ①商売など個人で事業を営んでいる人
- ②不動産収入（家賃や地代など）がある人
- ③土地や建物、株式などを譲渡した人

### 申告で税が還付される人

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の人でも、次のような場合は確定申告をする

- ①平成28年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
- ②病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
- ③災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合（雑損控除）
- ④住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合（住宅借入金等特別控除）

2月16日(木)から、所得税の確定申告と町県民税（住民税）、各種保険税（料）の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(水)までに申告してください。  
2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

⑤一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合（住宅耐震改修特別控除）  
※詳しくは税務署までお問い合わせください。  
▼必要書類など

- ・本人確認書類
- ・申告書と印鑑（申告書は申告会場にもあります）
- ・社会保険料、医療費の領収書
- ・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・給与、年金の源泉徴収票
- ・銀行などの口座番号が分かるものと届け出印（所得税を口座振替で納付をする人や、還付申告をする人）
- ・寄附金受領証明書など

※ふるさと納税の寄附金控除につきましては、確定申告をされる人はワンストップ特例制度を利用できません。

確定申告の際には寄附金受領証明書を必ず添付してください。

### ▼問合せ 加古川税務署

☎079 (421) 2951

## 本人確認書類

### マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です
- ご自宅などからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写し（コピー）の提出は不要です

### マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認	+	身元確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>●通知カード</li> <li>●マイナンバーの記載のある住民票の写し（コピー）または、住民票記載事項証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうち、いずれか1つ</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●パスポート</li> <li>●在留カード</li> </ul> <p style="text-align: right;">などのうち、いずれか1つ</p>

## マイナンバー（個人番号）を確認します

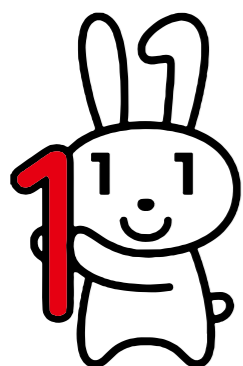
社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年分以降の確定申告書などの提出の際に、マイナンバーの記載および本人確認書類が必要になります。

ニッケパークタウンで申告する場合は、本人確認書類の提示が必要です。（郵送などで申告書を提出される場合は写し（コピー）の添付が必要となります）

播磨町役場で申告する場合は、本人確認書類の写し（コピー）の添付が必要となります。〔代理の人が窓口に来る場合にも、申告する人の本人確認書類の写し（コピー）の添付が必要です〕申告会場にはコピー機がありません。事前にご用意ください。

※詳しくは、国税庁のホームページに掲載しています。

<https://www.nta.go.jp/>



**申告受付会場の案内**

▼場所 役場第2庁舎 3階  
第2会議室

▼期間 2月16日(木)～3月15日  
(水・土・日曜日を除く)

▼時間 午前9時～11時、午後  
1時～4時

※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)

▼受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告(譲渡所得(不動産の売買及び株式などの売買による所得)・事業所得(1年目)、住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅耐震改修特別控除、青色申告、準確定申告、損失申告などの人は) 税務署で申告してください

▼申告に際しての注意事項 医療費控除を申告する人は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っておりません)

事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、

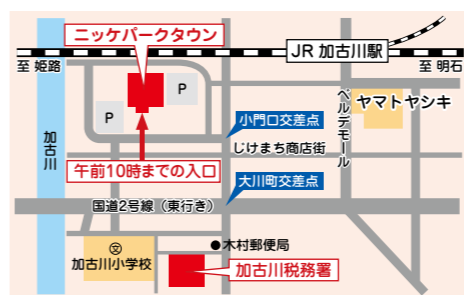
収支内容についての指導は行っていません)

▼問合せ 税務グループ  
☎079(435)0358

**加古川税務署の申告書作成会場**

加古川税務署内には、申告書作成会場はありません。申告書の作成は、「ご自宅のパソコンでe-Tax」で作成するか、次の申告書作成会場で作成してください。

▼申告書作成会場 ニッケパークタウン 本館1階センターラザ



▼期間・時間 2月16日(木)～3月15日(水) 午前9時～午後4時(受付時間)  
(土・日曜日を除く)  
※2月19日(日)、26日(日)は、開設

します。  
※2月15日(水)以前は、開設していません。

※会場開設後の数日間と申告期限間際は混雑することが予想されます。

※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

▼問合せ 加古川税務署  
☎079(421)2951

**税理士による地区相談会場**

確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

▼期間・時間 2月9日(木)～14日(火) 午前9時～正午、午後1時～3時30分

▼場所 JA兵庫南かんき支店 営農研修室  
※土・日曜日は開設しておりません。

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

※土地・建物や株式などの譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていません。

▼問合せ 加古川税務署  
☎079(421)2951

**対象者には2月下旬に申請案内を送付します**

**高額医療・高額介護合算制度**

「高額医療・高額介護合算制度」とは、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

▼対象 対象となる世帯については、2月下旬に申請の案内を送付します

※詳しくは、制度の概要、合算の範囲をご参照ください。

▼申請期間 平成27年度分を2月下旬から受付開始(平成27年8月～28年7月分)

▼必要書類 被保険者証、印鑑、通帳など振込先口座を確定できるもの

※加入する医療保険または介護保険に変更があった方は以前の保険での自己負担額証明書もご持参ください。

▼申請 基準日(7月31日)時点で、播磨町在住で後期高

齢者医療に加入している人は保険年金グループで申請してください

※基準日時点で、加入していた医療保険の窓口で申請してください。

※計算期間(平成27年8月1日～平成28年7月31日)に、加入している医療保険の種類が変更になった人には、案内を送付できない場合があります。

**高額医療・高額介護合算制度の趣旨**

医療保険では、医療費の自己負担額について、1カ月ごとの「自己負担限度額」が設けられています。自己負担額がこの限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。また、介護保険でも同様に、

介護サービス費の自己負担額について、1カ月ごとの自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が高額介護サービス費として支給されます。

医療と介護の両方が重なった場合、世帯の負担は大きくなることから、これを緩和する目的で平成20年4月に高額医療・高額介護合算制度が新設されました。

計算期間中に、医療と介護の両方を負担した場合に合算します。(入院の際の食事代や差額ベッド代などは対象になりません)

住民票上で同じ世帯でも、加入している健康保険が異なるときは、別世帯となり合算できません。(図1)

また、医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

《表1》算定基準額

負担区分	算定基準額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

※算定結果が500円以下の場合には支給できません。  
※区分Ⅱ 世帯員全員が、住民税非課税の場合。  
※区分Ⅰ 「区分Ⅱ」のうち、その世帯の各所得が0円である場合。年金所得は、所得控除を80万円として計算します。

(図1) 高額医療・高額介護合算制度における世帯

